

東北文教大学短期大学部子ども学科規程

(趣旨)

第1条 東北文教大学短期大学部子ども学科（以下〔子ども学科〕という。）規程は、東北文教大学短期大学部学則第1条に規定する目的を達成するため教育目標等を明確にすることを趣旨とする。

(学科の目的)

第2条 子ども学科は、「敬・愛・信」の建学の精神に則り、未来をつくる子どものために、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた、保育・教育における総合的実践力を有する人材の育成を目的とする。

(教育目標)

第3条 子ども学科の教育目標は以下の通りとする。

- (1) 多角的視野と総合的視野に裏付けされた思考と判断を持って保育が実践できる保育者を養成する。
- (2) 観察－分析－計画－実行のサイクルにより、向上的に保育が実践できる保育者を養成する。
- (3) 子どもの育ちを支えることができる、専門的知識と技術をもった保育者を養成する。
- (4) 日常的に保育者としての自覚を持ち、倫理観・道徳心のもと責任ある言動をとることができる保育者を養成する。
- (5) 子どもと共感できる、豊かな感性と情操を身につけた保育者を養成する
- (6) 保育者としてのコミュニケーション能力を有し、職場において協働できる保育者を養成する。
- (7) 社会の一員としての教養を身につけ、生涯に渡り主体的に学ぶことのできる保育者を養成する。

(卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー)

第4条 子ども学科では、東北文教大学短期大学部学位規程に基づき、以下の知識・技能・態度を身につけたものに短期大学士（子ども学）の学位を与える。

- (1) 保育・教育の本質を説明することができる。
 - (2) 保育の対象と内容を理解し、総合的に保育を計画し実践することができる。
 - (3) 保育をするための方法や技術を身につけ、実践することができる。
 - (4) 他者を尊重する態度と倫理観を持ち、協働することができる。
 - (5) 社会人としての教養を身につけ、自ら問題を発見し解決に向けて探求することができる。
- 2 基準となる単位数は、本規程に規定する。さらに、前項に規定した知識・技能・態度の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。
- (1) については、専門科目の「保育の本質・目的」の区分で定める単位数
 - (2) については、専門科目の「保育の対象の理解」「保育の内容と方法」の区分で定める単位数
 - (3) については、専門科目の「保育の内容と方法」と「保育展開のための知識・技術」

の区分で定める単位数

(4) については、専門科目で定める単位数

(5) については、教養科目と卒業研究で定める単位数

3 本条1項に規定した知識・技能・態度に対応する学習成果の指標を明確化する。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

第5条 子ども学科の教育目標を達成するために、教育課程を「教養科目」「専門科目」「卒業研究」の3つの科目群から編成し、教育課程編成方針の実質化を図るため、学修方法・学修過程、学修成果の評価方法を明確化する。

(1) 教養科目では、人間性と社会性を支える基礎的な教養と学習方法の修得を目的とし、生涯にわたる研鑽の基礎となる科目を配する。

(2) 専門科目では、総合的実践力を養うために、「保育の本質・目的」「保育の対象の理解」「保育の内容と方法」「保育展開のための知識・技術」「保育実践」の各区分に科目を配する。

① 「保育の本質・目的」では、保育・教育の本質を理解するための科目を配する。

② 「保育の対象の理解」では、保育の対象を多面的に捉えるための科目を配する。

③ 「保育の内容と方法」では、保育内容を理解し、相互に関連付けながら保育の方法を修得する科目を配する。

④ 「保育展開のための知識・技術」では、子どもの心身の育ちを支えるために必要な専門知識・技術を養うための科目を配する。

⑤ 「保育実践」では、保育を総合的に計画・実践するための科目を配する。

(3) 卒業研究では、それまでの教育内容の総合化として、自ら問題を発見し、解決に向かう力を養うための科目を配する。

2 子ども学科で開講するすべての授業科目を、本規程第4条3項に規定する学習成果の指標に対応させる。

(入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー)

第6条 子ども学科の入学者受け入れの方針は、次の観点を満たしているものとする。

(1) 本学科の特色を理解し、明確な勉学目的を有し、自己目標を達成するために意欲的に行動できること。

(2) 本学科で学ぶための基礎学力があり、思考力と表現力を有していること。

(3) 保育者に相応しい人間性と良好な人間関係を保つためのコミュニケーション能力を身につけていること。

(4) 広く社会への関心を持ち、問題意識や意見をもつことができること。

2 求める学生像に資する学生を適正に多角的に受け入れるために、評価方法として「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」、社会人や留学生を対象とする「特別入試」を実施する。

(授業科目の担当)

第7条 子ども学科の授業は、子ども学科の専任教員、兼任教員及び兼任教員が担当する。

(学科長)

第8条 子ども学科に学科長を置く。

2 学科長は子ども学科を代表し、子ども学科の管理・運営を統括する。

(学科会議)

第9条 子ども学科運営に関する事項については、子ども学科会議に於いて審議する。

(卒業要件)

第10条 子ども学科を卒業するためには、2年以上在学し、本条2項に規定する単位数を修得しなければならない。

2 教養科目については8単位以上(含 必修4単位)、専門科目については保育の本質・目的から6単位以上(含 必修4単位)、保育の対象の理解から3単位以上、保育の内容と方法から6単位以上(含 必修5単位)、保育展開のための知識・技術から4単位以上、卒業研究については2単位(必修2単位)を含め、総計62単位とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。